

平成23年度事業計画書

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

1. 事業概要

この法人は、60歳以上の高年齢者に対し、その意欲および能力に応じ、その職業経験を通じていられた知識、技能さらに能力の再開発を進め、その活用を図ることができる短期的な雇用による就業(以下「職業経験活用就業」という)の機会を確保し、提供することにより、高齢者の再就職を促進することを目的としている。

2. 職業経験活用就業を促進するために下記の事業を行う。

(1) 再就職に対して次項に関する講習を行う。

- ①再就職のための自己経歴棚卸しや定年退職による意識改革について
- ②派遣社員及び短期雇用について従来の雇用形態との差異について
- ③当人が有している専門的な知識・経験・能力の活かし方について
- ④派遣に対して必要な派遣先企業の基礎知識について
- ⑤健康管理の方法、心構えについて
- ⑥安全衛生教育
- ⑦再就職に必要な新たな実務能力の開発について
- ⑧公的年金を主としたライフプランについて

(2) 上記の講習を終了した者で職業紹介を希望する者に対し、無料の職業紹介や労働者派遣事業を行う。

(3) 就業先企業が期待している職業経験内容と、就業者が自分の得意や持ち味を活用出来る状況を合致させるために、就業先の上司と本人に対するヒアリング&カウンセリングを実施する。

(4) 定年前現役社員に対する教育訓練を行う。

- ①「自己発見研修会」と称し、定年を迎えるまで、又定年後の就業をイメージし、これまでの職業経験の整理を含めたキャリア開発研修会を実施する。
- ②56歳時及び58歳時の人を対象に定年後の職業経験活用就業に向かってヒアリング&カウンセリングを実施する。

(5)その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行う。

60歳年金請求該当者に対する定期的な年金説明会及び相談会を全国で実施する。

3.上記講習会等の案内と受講者募集のために下記の事を行なう。

これまでは主にマエカワグループ所属社員を対象として講習会等を行っていたが、これからは広く一般からの受講者募集も行いたい。

この講習会等の案内のために4月末を目標に当財団のホームページを作成中である。

4. これからの人員予想

4年前の平成19年4月までは60歳になるとマエカワグループを定年となった人のほぼ全員が当財団に異動となり入ってきた。

しかし法律改正により65歳まで雇用継続年齢が引き上げられたため、60歳定年になってもそのままマエカワグループに残るようになった。

従って当財団に入ってくる人はほとんどいなくなった。

このため当財団に所属している人員は最低年齢でも64歳となっており、高齢による自己退職者も出るため社員数の減少が続いている。

但しこの減少傾向も、来年から雇用継続の拘束が解ける65歳に達する人が出てくるので、以前の60歳定年時と同じように、当財団に異動入社することで解消するものと思われる。

尚、マエカワグループで新たに65歳を迎える者が当深川センターへ異動する件については現在前川製作所と協議中である。